

須賀川市立第二小学校いじめ防止基本方針

(平成30年3月改訂版)

須賀川市立第二小学校

1 はじめに

平成25年6月28日「いじめ防止対策推進法」が公布され、同年9月28日に施行された。いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものである。いじめを生まないためにも、全体で児童一人一人が、大切にされているという実感をもてる環境づくりに取り組むことで、自己肯定感を高め、児童に自他の人権を守るために行動できる力を身に付けさせることが重要である。

2 いじめ防止対策の基本理念

- (1) いじめが全ての児童に関係する問題であることに鑑み、児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるよう、学校内外を問わず、その未然防止を図るとともに、いじめ又はその兆候を早期に発見し、迅速かつ適切に対処する。
- (2) いじめは児童の尊厳を害するとともに、犯罪その他重大な人権侵害となり得る行為を含むものであり、決して行ってはならないものであることをすべての児童に認識させるとともに、他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないよう、児童の豊かな情操と道徳心を培い、規範意識を養う。
- (3) いじめ防止対策は、いじめを受けた児童の生命・心身を保護することが特に重要であることを認識し、県・市町村・学校・地域住民・家庭その他の関係者の連携の下、いじめの問題の克服に取り組む。

3 いじめの定義 「いじめ防止対策推進法 第2条」

いじめとは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等、当該児童等と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものを含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※「一定の人間関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級や部活動の児童生徒、塾やスポーツクラブ等、当該児童生徒が関わっている仲間や集団(グループ)など、当該児童生徒と何らかの人的関係を指す。

※「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、

嫌なことを無理矢理させられたりすることなどを意味する。けんかは除くが、外見的にはけんかのように見えることでも、いじめられた児童生徒の感じる被害性に着目した見極めが必要である。

※ 具体的ないじめの例（くわしいいじめの構造や態様は、参考資料編）

- ・ 冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・ 仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・ 軽くぶつかったり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・ 金品をたかられる
- ・ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

《いじめに対する基本的な考え方》

- (1) いじめは人間として決して許されないものである。
- (2) いじめは、どの学校でもどの子にも起こりうることである。
- (3) いじめ根絶に向けて、保護者・地域・関係機関と連携しながら、早期に発見し、迅速に対応していく。
- (4) いじめは、人間関係を破壊したり人格形成を阻害したりするもので、時には生命の危機にもかかわる重大な問題である。
- (5) いじめの未然防止や早期解決は、子どもの成長・発達にとって極めて重要である。

4 いじめの理解

- (1) どの子どもにも、どの学校でも、起こりうるものである。
- (2) 嫌がらせやいじわる等の暴力を伴わないいじめは、多くの児童が入れ替わりながら被害も加害も経験するものである。
- (3) 暴力を伴わないいじめであっても、何度も繰り返されたり多くの者から集中的に行われたりすることで、生命又は身体に重大な危険を生じさせる。
- (4) 学級や部活動等の所属集団の構造上の問題（例えば無秩序性や閉塞性）から起こることもあり、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在にも注意を払い、集団全体にいじめを許容しない雰囲気形成されるようにすることが必要である。
- (5) 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、警察に相談することが必要なものや、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、警察に通報することが必要なものが含まれる。これら

については、教育的な配慮や被害者の意向を考慮しつつも、速やかに警察に相談・通報の上、警察と連携した対応をとることが必要である。

(6) 特に配慮が必要な児童として、以下のような例が考えられ、特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の児童に対する必要な指導を組織的に行う。

ア 発達障害を含む、障害のある児童

イ 海外から帰国した児童や外国人の児童、国際結婚の保護者を持つなどの外国につながる児童

ウ 性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童

エ 東日本大震災により被災した児童又は原子力発電所事故により避難している児童生徒

5 いじめの未然防止

(1) 教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に「いじめは決して許されない」ことについての理解を促し、児童生徒の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うとともに、いじめの背景にあるストレス等の要因にも着目し、全ての児童生徒が自己有用感や充実感を感じ、安心して学べる教育環境づくりに努める。

(2) いじめの未然防止

◆発生してから対応するのではなく、問題が発生しにくい土壌をつくる

教師の一人一人の人権意識

楽しく明るい学校学級づくり

子どもの心を揺さぶる道徳教育

豊かな学び豊かな体験活動

未然防止の取組の重要性ーいじめを許さない子どもを育てるー

・学校生活の中では、子ども同士のトラブルは、ある意味、日常的なものと言える。しかし、そうしたトラブルがいじめへと発展していくことのないように、未然防止を図ることが何よりも重要である。

・「発生してから対応する（事後対応）」という考え方から、「問題が発生しにくい学校風土を作る（未然防止）」という考え方への転換が求められる。そこには、すべての児童を対象に、健全な社会性をはぐくみ、当たり前のとを当たり前に行っていく、善いことは善い、悪いことは悪いと伝えていくことが、学校教育本来の活動であるという考え方がある。

・いじめが起きないように努力すること、起きた後の対応ばかりに力を注ぐのではなく、起きにくくするために力を尽くすという考え、つまり、本当に求められる対応というのは、被害者を守るという意味だけの未然防止策ではなく、加害者にさせないという意味での未然防止策が求められている。

◆いじめの未然防止に向けての手立て

① 明るく楽しい学校・学級づくり

- ア 子どもに対する教師の受容的、共感的態度により、子ども一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。
- イ 子どもの自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団作りを進める。
- ウ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。←いじめの大半は言葉によるものである。「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導を行う。
- エ 学級のルールがきちんと守られるような指導を継続して行う（特に年度始め）。また、改善に向けて、粘り強く毅然とした指導を徹底する。
- オ 児童の実態をアンケートや欠席・遅刻・早退の日数等（客観的に測定でき、繰り返し実施可能な尺度）の活用により把握する。
- カ 担任として、自らの学級経営の在り方を定期的に見つめ直し、見通しをもって進める。
- キ 担任と子どもたちが、いわゆる「なれあい」になっている学級は、いじめが発生しやすい傾向があるとの研究結果もある。

② 子どもの心を揺さぶる道德教育

- ア 児童の豊かな情操と道德心を培い、心の通う対人交流の能力の素地を養うことがいじめの防止に資することを踏まえ、全ての教育活動を通じた道德教育を図る。
- イ 「道德」の時間については、いじめに関して児童・生徒の心を揺さぶる教材や資料を取り上げ、指導計画に位置付けるなど、いじめを許さない心情を深める授業を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ウ 子どもの道徳的な判断が稚拙だったり、安易な言動がいじめにつながったりするような場面においては、教師による「場の指導」が重要である。

③ 感動・共感のある豊かな学び、豊かな体験活動

- ア 「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
- イ 「楽しい授業」「わかる授業」を通して子どもたちの学び合いを保障する。
- ウ 学級活動等では話し合い活動を通して、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- エ 学級内のコミュニケーションを活性化するため、構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを活用し、学習する。
- オ 人間関係のトラブルや、いじめの問題に直面した時の対処の仕方を、ソーシャルスキルトレーニング（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等を活用し、学習する。

カ 学校行事では、挑戦する経験を通して、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。

キ 児童会活動では、自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう児童会を進める。児童会による「思いやりの心宣言」など

6 いじめの早期発見

(1) いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、教職員と保護者全ての大人が連携し、児童のささいな変化に気付く力を高める。このため、いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく積極的にいじめの認知に努める。

(2) いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や教育相談の実施、電話相談窓口の周知等により、児童生徒がいじめを訴えやすい体制づくりに努める。情報を早めにキャッチするため意見箱なども設置する。

○朝や帰りの会や授業中などの観察

- ・出席をとるときの声、表情
- ・保健室等での様子

○学校生活アンケートの実施

- ・いじめなやみごとアンケート各学期1回実施（6月、11月、2月）
- ・学校生活アンケート(学校評価)年間1回実施（10月）

子どもの変化を敏感に察知し、可能な限りいじめを早期に発見

① 何よりもまず日々の観察

ア 休み時間や昼休み、放課後の雑談など、時間を確保し、なるべく児童と一緒にいるように努める。

イ 全職員の違った視点により、児童の表情、態度、言葉遣い、持ち物、交友関係などを日常的に観察し、児童が発するサインを見落とさないようにする。

ウ 気になる児童がいた場合、必ず担任へ伝えるとともに管理職にも報告する。

エ 養護教諭、スクールカウンセラー、特設顧問等からも情報を収集す。

オ 職員会議や生徒指導全体会や学年会における情報交換を確実に実施する。

カ 初期段階の情報であっても、組織的に迅速な対応を行い、早期解消に努める。

キ いじめ早期発見のためのチェックポイントを活用する。

② 日記や連絡帳は子どもと家庭の窓

ア 担任を中心に日記や班ノート等を活用して児童生徒理解に努める。

イ 気になることは家庭に連絡するとともに、連絡帳等で家庭からも情

報がもらえる信頼関係をつくる。そのために、日頃から、いじめに対する学校の考え方や取組を周知し、共通理解に立った上でいじめ発見に協力を求める。

③ 教育相談は、人間関係づくりから

ア 日常生活の中での声かけ（チャンス相談）や、保健室で休んでいる児童がいないか保健室を時折訪問するなど、日頃から気軽に相談できる人間関係づくり、雰囲気づくりが大切である。

イ 定期的な個別懇談を設けることはもちろん、SC（スクールカウンセラー）との面談日を設けるなど、様々な形で教育相談の機会を設ける。

＜いじめに関する児童への指導＞

- ① 全教職員が、いじめを行うことやいじめを傍観することを絶対に許さず、断固としていじめを根絶するという姿勢を、全校集会や学年集会等の機会あるごとに児童に伝えるとともに、いじめにあった・いじめに気付いた場合の相談や通報の方法等について、下記の点を児童に指導し、家庭に周知する。

1 いじめに対する正しい認識

- (1) いじめは人間として絶対に許されないこと。
- (2) いじめをはやし立てたり傍観したりする行為も、いじめる行為と同様に許されないこと。
- (3) いじめを大人に伝えることは正しい行為であること。

2 いじめにあった・いじめに気付いた場合の相談や通報の方法

- (1) 相談したり通報したりした人のことは、教職員が一丸となって必ず守ること。また、相談した事実や相談内容等の秘密も守ること、守られること。
- (2) 自分が一番話しやすい人に話してよいこと。
- (3) 電話で相談できる窓口に電話をする。例えば下記のところ。
 - 福島県警察本部「いじめ110番」(0120-795-110)
 - 福島県教育センター「ダイヤルSOS」(0120-453-141)
 - 法務局「子どもの人権110番」(0120-007-110)
 - 須賀川市すこやかテレフォン(0248-75-1919)

7 いじめへの対処

- (1) いじめがあることが確認された場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保し、いじめたとされる児童に対して事情を確認した上で適切に指導する等、組織的な対応を行うとともに、家庭や須賀川市教育委員会への連絡・相談や、事案に応じ、関係機関との連

携を図り、組織的な対応を行う。

【須賀川市教育委員会へ報告】

○ 学期末に指定の用紙を使用し報告する。

「いじめに関する報告書」※別紙資料

「いじめ解消までの経過観察シート」※別紙資料

(2) 教職員は日頃から、いじめを把握した場合の対処の在り方について、理解を深めておくとともに、学校における組織的な対応を可能とするような体制を整備する。いじめに関する研修会を積極的に開催する。(外部講師招聘)

(3) 組織としての対応

① 教職員による日常観察および「学校生活アンケート」からいじめと思われる兆候が見られた場合や、児童や保護者、関係機関等からいじめに関する相談や通報を受けた場合は、

○ 「いじめに関する報告書」により生徒指導主事に報告

○ 生徒指導主事は、教頭・校長に報告

○ 生徒指導全体会(いじめ対策委員会)を即時に開催し、全職員で情報の共有を図るとともに、被害児童への支援・加害の子どもへの指導(他校等の場合は在籍する学校等への連絡)・周囲の児童へのケアについて、職員の役割分担等の明確化を図る。

② 生徒指導全体会(いじめ対策委員会)では、得た情報に基づき、適切ないじめ解決のための対応方針を策定し、場当たりの対応とならないよう、全職員で対応方針を共有する。

③ いじめ解消の判断は、「いじめ解消までの経過観察シート」にもとづき、生徒指導全体会(いじめ対策委員会)での協議を経て、校長が行う。

【被害児童・加害児童等への取組】

① 被害児童への取組

○ 被害児童の安全確保のため、授業中や休み時間を利用した複数の職員による毎日の声かけや、職員室での被害児童に関する情報の共有を行う。

○ 被害児童の心理的ストレス等を軽減するため、SCやSSWを活用し、被害児童とその保護者をケアする。

② 加害児童への取組

○ 加害児童を特定した上で、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、個の教員による単発な指導に終わらせることなく、生徒指導全体会(いじめ対策委員会)は中心となって組織的・継続的に観察し、指導を徹底する。

○ 加害児童の保護者にもいじめをやめさせるよう指導する。

○ 状況に応じ、SCやSSWとの連携により、加害児童への心のケアを実施する。保護者も必要に応じて行う。

③ いじめを伝えた児童への取組

- 「勇気をもって教職員にいじめを伝えた児童を守り通す」ことを宣言し、教職員どうしの情報共有による見守りや、積極的な声かけ等を通じて、いじめを伝えた児童の安全を確保するための取組を徹底する。

《いじめ防止のための校内組織》

いじめ防止等に組織的に対応するため、いじめ防止対策委員会を設置し、基本方針に基づく取組の実施、進捗状況の確認、定期的検証を行う。必要に応じて委員会を開催する。構成員は以下のとおりとする。

- <校内構成員> 校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、養護教諭、生徒指導部員、その他関係職員（特別支援教育担当教諭、担任等）
- <校外構成員> スクールソーシャルワーカー、スクールサポーター、教育委員会指導主事、関係機関の助言者等

8 地域や家庭との連携

- (1) 社会全体で子どもを見守り、健やかな成長を促すため、いじめの問題について学校関係者と地域、家庭が連携した対策を推進する。
- (2) より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようにするため、学校と地域、家庭が組織的に連携・協働する体制を構築する。

9 重大事態への対処

(1) 重大事態とは

① 「生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑い」

- ア 児童生徒が自殺を企図した場合
- イ 身体に重大な傷害を負った場合
- ウ 金品等に重大な被害を被った場合
- エ 精神性の疾患を発症した場合 等を想定

② 「相当の期間を欠席することを余儀なくされている疑い」（年間30日を目安。一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手）児童生徒の保護者からいじめられていて重大事態に至ったという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは、「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。